

吉賀町告示第141号

令和5年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月17日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和5年12月6日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

安永 友行君

○12月8日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和5年12月6日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和5年12月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 閉会中の調査報告について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 日程第6 任期満了に伴う常任委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第9 議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について
- 日程第10 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 日程第11 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について
- 日程第12 議長の常任委員会委員辞任の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 閉会中の調査報告について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

日程第6 任期満了に伴う常任委員会委員の選任について

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

日程第8 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第9 議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

日程第10 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

日程第11 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

日程第12 議長の常任委員会委員辞任の件について

出席議員 (12名)

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君		

午前9時00分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和5年第4回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

なお、日程に入るまでにおつなぎをしておきます。深川柿木地域振興室長におかれましては、今日の6日、8日、13日の議会については欠席をされますので、おつなぎをしておきます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番、桑原議員、5番、河村由美子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。5番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） おはようございます。令和5年第4回定例議会の開催日程を12月1日に議運を開催いたしまして決定しました。

本日より12月15日までの10日間といたします。

それと、今回、発議第5号ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）というものが出ておりまして、これは、総務常任委員会に付託をいたします。

発議第6号軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）、これも同じく委員会付託で経済常任委員会に付託をいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から12月15日までの10日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から12月15日までの10日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、令和5年の第4回目になりますが、定例会を招集しましたところ、全議員に御出席をいただきまして誠にありがとうございました。

動静報告の前に、本定例会に上程いたします議案について申し上げておきたいと思います。

今回、執行部側から上程いたします案件につきましては、全部で35件となります。

内訳といたしましては、指定管理者の指定が15件、条例の制定及び一部改正が13件、令和5年度一般会計ほか各会計の補正予算が7件という内訳でございます。今後、本定例会におきまして順次上程させていただいて、詳細説明をいたしますので、いずれの議案につきましても慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、前段の議会運営委員会でも報告があったかと思いますが、現在、交渉継続中でございます。病院の公設民営化に伴います資産譲渡について、今後調整が整いましたら、今定例会の会期中に関連議案について追加提案させていただくということにしておりますので、このことにつきまして申し添えておきたいと思います。

それでは、お手元の資料によりまして、動静報告をさせていただきたいと思います。タブレットのほうはよろしいでしょうか。

今回、報告をさせていただきますのは、今年の9月の定例会以降ということになります。時間の関係もございますので、主な用務に限定をして報告をさせていただきたいと思います。

9月の定例会につきましては、8日に招集をさせていただいて、27日までの会期でございました。

11日、ユニクロ全日本ジュニアテニス選手権大会出場選手河口菜々美さんほか、大会報告来庁ということでございまして、河口さんと御家族の皆さんが御来庁されました。

下がっていただきまして中ほど17日でございます。柿木地区と下須地区の敬老祝賀会の方に、コロナの関係で数年間開催されておりましたが、久しぶりにこうした行事が行われたということでございます。

19日は、町の交通安全対策協議会を開催いたしました。

20日には、百歳高齢者のお祝い物品の贈呈ということで、これは毎年、今年度中に100歳を迎えられる高齢者の方に対しまして、内閣総理大臣の方からお祝いの物品が届けられるわけですが、代理で贈呈をさせていただきました。今回の対象者は12名でありました。

21日は、益田市議会の正副議長御就任の御挨拶に来庁されました。

一番下でございます。22日は、朝倉小学校森林学習同行とあります。この日に、朝倉小学校の5、6年生が、町の森師の研修林であります、幸地地内の町有林のほうへ勉強にお越しになりましたので、そちらのほうへ私も同行させていただいたというものであります。

めくっていただきまして、同日でございますが、交通安全テント村を柿木のほうで開設をさせていただきました。

25日には、益田赤十字病院の病院長、青木病院長、少し時間が空いたんですが就任をされましたので、御挨拶に向かったところでございます。

28日には、七日市地区の地域支え合い会議の方へ出席いたしました。

9月の30日と10月の1日、第10回目になります、輝けイレブン町村フェスティバルが松江で開催されましたので出席いたしました。なお、第10回という節目の開催でございますので、これをもってこのフェスティバルにつきましては終わりということになります。

それから、1日の日は午後から町内で行われました社協のふくしまつりへ参加をさせていただきました。

2日の日でございます。鹿児島国体で出場されます吉賀高校2年の加藤さん、テニスでございますが、その報告ということで来庁されました。

3ページの上でございます。同じく5日の日でございますが、鹿児島国体で出場されます町内出身で大社高校、今2年生の水津くん、サッカーの部で出場ということで来庁されたところでございます。

同日には、蔵木地区の地域支え合い会議の方へ出席いたしました。

6日には、ヘキチカキノキ訪問ということで、デンマークの大学生との面会を行っております。御案内のとおりでございますが、デンマーク公立芸術大学アカデミー建築学部の学生さん20人と、それから教員の方お2人、合計22の方が来町されまして、約3週間にわたってこちらのほうへ滞在をされたということでございました。

夕刻からは、鹿足土木協会の研修会ということで、県庁の五十川土木部長が来庁され、津和野町へおいでになられましたので、町議会の方から安永議長、それから建設水道課長と出席をさせていただきました。

7日の土曜日には、出雲市で行われました陸上自衛隊出雲駐屯地創立70周年記念式典、さらに津和野へ帰りまして、津和野の町の医療を守り支援する会の発足10周年記念講演会の方へ出席をさせていただきました。

10日から12日につきましては、福井県で開催されました全国土地改良大会へ、県土連の役員として出席をさせていただきました。

13日、中ほどにあります吉賀町商工会女性部、役員の方3人が来庁されまして、商品開発等されました、いいものギフトセットの紹介とお披露目会を行ったところでございます。

14日は、田丸・山根地区の敬老祝賀会の方へ出席いたしました。

17日でございます。上京いたしまして、中国地方道路整備促進総決起大会と要望活動のほうへ参加をいたしました。

翌18日には、萩市で行われました山陰道等早期整備決起大会の方へ、町議会の方から議長、それから経済常任委員長、さらに建設水道課長、職員とで参加をさせていただいたところがございます。

19日は、柿木公民館の生き生き学級の方へ参加をいたしました。

一番下でございます。20日でございますが、全国健康福祉祭、ねりんピックでございますが、島根県の代表選手等、選考されたということでございまして、今年は愛媛県で開催ということで、当然60歳以上の方が対象になるわけでございますが、サッカーの部へ、町内の坂田さん、橋本さん、堀本さん、見川さん、この4名の方が選出されたということで、その報告に御来庁されました。

それからその日は、午後から、鹿足郡町村議会議長会主催の議員研修会で意見交換会が行われましたので、こちらのほうへ出席をさせていただきました。

21日は、なないろ食堂を訪問とあります。これは、七日市公民館で地域の方が行っておられる地域食堂、子ども食堂でございます。こちらの方へ参加をさせていただきました。

同日は、高津川テラスで開催されたJA農業文化祭の方へも出席をしております。

22日には、廿日市市長選挙が執行されまして、津和野街道の関係、それからアンテナショップの関係で大変お世話になっておりますので、松本市長、無投票で再選されましたので、こちらの報告会のほうへ出席をしたところでございます。

23日には、益田地区各種期成同盟会がございますが、こちらの会、それから合わせまして一般国道9号の整備促進期成同盟会の要望活動で、浜田のほうへ出かけております。それからその日は、よしか病院の運営に係る意見交換会も開催したところがございます。

24、25日につきましては上京いたしまして、24日は、萩石見空港利用拡大促進協議会のANA、全日空への要望活動、翌日は益田地区各種期成同盟会の中央要望活動ということで、国交省とそれから地元選出の国会議員の先生方のところへ回らせていただいたということでございます。

26日には、朝倉公民館で吉賀町いきいき健康高齢者表彰式を行いまして、今年は22の方が対象となりました。

27日でございます。浜田市で行われました、石見観光振興協議会臨時総会と石見地域観光振

興会議のほうに出席いたしました。

28日の土曜日でございますが、御案内のとおり、10月25日に元厚生大臣の津島雄二先生が御逝去されたということで、先生のお母様方の上野家のお墓が町内でございますので、こちらのほうのお墓掃除のほうへ、私も大変お世話になっておりますので、出向いたところでございます。

それから朝倉公民館の三郷の里ふれあい祭りの方へ出席をいたしました。

29日でございます、町の駅伝大会を開催いたしまして、その後、やくろの青空市の会の秋の収穫祭の方へ出席をいたしました。

30日につきましては、郡内の一組、鹿足郡事務組合、不燃物処理組合、養護老人ホーム組合の定例会が招集されたところでございます。

31日は益田広域事務組合の理事会で益田へ出かけております。

5ページでございますが、11月に入りまして、先ほど申し上げました一般国道9号の整備促進期成同盟会中央要望ということで上京いたしまして、山口県の山口市長、益田市長、津和野町長、ほか関係者で要望活動等をそれぞれ行ったところでございました。

11月3日は、吉賀町表彰式と感謝状贈呈式を挙行させていただきました。

4日につきましては、多感覚研究会が六日市中学校の体育館で行われて参加をさせていただいたところでございます。

5日につきましては、早朝のところで、きん祭みん祭の会場のほうへ簡単な御挨拶をさせていただいて、その足で名古屋に出向きまして、記載をしておりますように、重富亮先生のお別れ会が行われましたので、こちらの方へ参列をさせていただきました。

6日は、吉賀町議会臨時会を招集したところでございます。

11月8日、9日につきましては、上京をいたしまして、中国国道協会の主催でございますが、国交省の道路局との意見交換会と、それから先ほど申し上げました、津島先生の御長男でございますが、津島淳衆議院議員の事務所を訪問し、夕刻からは、町議会の議員研修会の方へ合流をさせていただきます。

翌日9日につきましては、安全、安心の道づくりを求める全国大会と要望活動に出席いたしました。

10日につきましては、新しく教育委員に任命をいたします、下野委員の方へ辞令交付をしたところでございます。

11日の土曜日につきましては、近畿島根県人会、並びに関西吉賀会臨時役員会が行われましたので、大阪へ出向きました。役場の方から企画課長、それから議会の方からは桜下副議長と出席をさせていただいたところでございます。

12日につきましては、道の駅かきのきむらの収穫祭、それから一番下、一般社団法人全国木材組合連合会副会長本郷浩二氏、それから林野庁近畿中国森林管理署島根森林管理署長が来庁とあります。本郷先生につきましては、元林野庁長官でございますが、お二方が来庁されるということで、町の森師の研修林であります町有林の視察、その後、コウヤマキ自生林の視察、最後はコウヤマキギャラリーのほうで関係者の皆さんと夕刻まで意見交換会をさせていただいたところでございます。

めくっていただきまして、13日でございます。この日は2回目になりますよしか病院運営に係る意見交換会を開催いたしました。

14日から16日につきましては上京をいたしまして、ここにありますように町村会の定期総会、それから細田前衆議院議長のお通夜のほうへ参列をさせていただいて、全国町村大会、あるいは研修会、そして治水の関係の大会と国会議員の先生方、あるいは国交省への要望活動を行ったところでございます。

17日につきましては、一般社団法人地方債協会主催の地方行財政・金融講演会が松江で開催されましたので、こちらの方へ出席いたしました。なお、こちらの講演会には議会のほうからも正副議長以下6名の方に参加をしていただいたということでございます。大変ありがとうございました。

それから、その後は、このときの講師の1人であります総務省自治財政局の大沢局長様と県内首長との意見交換会が行われました。

19日につきましては、きん祭みん祭農業文化祭の柿木の会場、それから津和野町で行われました鷺舞のユネスコ登録記念式典のほうへ出席いたしました。

20日は、益田広域組合の定例会が招集されたところでございます。

21、22日につきましては、全国水源の里シンポジウムと現地の視察研修、それから22日の午後からは農業農村整備等に関する意見交換会、これは土地改良の関係でございますが、こうした会議がございましたので、松江と安来のほうへ出向きました。

23日には、吉賀町アンテナショップ創業20周年記念式典ということで、廿日市で挙行させていただきまして、議会からも議長以下、多数の議員の皆様にご出席いただいたところでございます。大変ありがとうございました。

24日につきましては、島根県立大学と吉賀町との包括連携協定の締結式を行わせていただいて、大学のほうから山下理事長と新田副理事長の方へ御来庁いただいたところでございます。

25日は、東京吉賀会の総会が都内で行われまして、企画課長と、議会の方からも桜下副議長に御同行いただいたところでございます。

26日は、吉賀町のふるさと応援大使であります朝原先生をお招きをいたしまして、コーチ

共々に御参加いただき、吉賀町スポーツ振興事業・第2回スポーツのちから「ステップアップチャレンジ」を行ったところでございます。

27日、島根県後期高齢者医療広域連合議員協議会と議会定例会が招集されましたので、松江に出向きました。

一番下でございます。29日は、島根県国民健康保険団体連合会の理事会ということで、松江のほうに出向いたところでございます。

最後のページでございますが、30日のところでございます。株式会社ギャラリー・スーソルほか来庁とあります。実はフランスの最高勲章でありますレジオンドヌール勲章という勲章がございますが、この勲章を受賞されました松井守男画伯という大変有名な先生、著名な先生がおられて、昨年6月1日に吉賀町の方へお越しいただき、役場への表敬訪問、それから合わせて双葉保育所で絵画の教室を開催していただくということにしておりました。この松井画伯につきましても、皆さんよく御存じのピカソ、この方に師事を数年されておったという方ございました。ところがこの6月1日の直前の5月30日に突然アトリエのほうで御逝去をされるということで、結果的にこのことが叶わなかったわけでございます。大変残念に思っておりましたが、この松井画伯の秘書役でございました、ここにあります株式会社ギャラリー・スーソル、こちらの代表取締役であります郷保さんという方がいらっしゃいますが、この方がこの11月30日に吉賀町の方へ御来町していただき、先生の一部の作品を持参をして、役場、それからその前段では双葉保育所の方へ行って、園児の皆さんに先生の作品を御披露していただいたという内容でございます。

それから12月に入りまして、1日は町議会全員協議会、2日は吉賀町長杯第2回目になりますが、グラウンドゴルフ大会を蔵木のグラウンドゴルフ場、同時進行でございましたが、柿木のふれあい会館の方では吉賀町の防災訓練を開催をさせていただいたということでございます。

以上、少し長くなりましたが、以上で行政報告のほうを終わらせていただきます。

日程第5. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5に移ります。日程第5、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、総務常任委員長より1件報告書が提出されております。総務常任委員長からの報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、委員会調査報告をさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長三浦浩明。

委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。
記。

1、調査事件、件名、公民館活動について。

2、調査事件の経過。①2月13日、委員会協議。②2月14日、委員会（教育委員会との意見交換）。同じく2月14日、委員会（公民館長会との意見交換）。④3月8日、委員会協議。⑤7月28日から8月10日、各公民館へのヒアリング。⑥11月6日、委員会協議。⑦11月27日、委員会（教育委員会との意見交換）という協議等々いたしました。

最後に、調査事件についての報告、町は公民館を拠点とした地域づくりの推進を挙げ、「自立した人たちによる持続可能な地域」の実現に向け体制強化を図り、5公民館に専用の車両を配置し、主事の2名体制も一度はどの公民館も整ったものの、現状は、蔵木公民館の主事が1名、七日市公民館が、館長欠員で主事1名で運営している。

2月から11月までの調査期間中に最初の「何をするのか、どうするのか」というところから、各公民館が積極的な人づくり、地域づくりに向けた計画を作成し、地域に出かけ、いつでも立ち寄れる場所を作る、学校との連携を強め、地域内の団体の連携を図るなど独自の取り組みがそれぞれ進められている。

一方で、教育委員会における地域公民館への支援は十分とは言えない様子がうかがえる。旧蔵木中学校は、現在、校舎、屋内運動場とも地域住民も使えない状態となっている。委員会として、公民館を旧中学校へという考えを持っていながら、活用方法を地元へ委ね、ようやくまとめられることとなった。蔵木公民館施設の現状から、スピード感に欠けると言わざるを得ない。

また、七日市公民館の館長は4月から不在となり、8月以降、主事1名となっている。公民館運営委員会から推薦のあった人に固辞された時点での次の行動が急がれたにも関わらず、ようやく館長の公募が11月、町広報とともにされた。

教育委員会委員を含め、教育委員会内のどこに問題があるのか、住民、利用者の不利益につながっていないか、十分な検証が求められる。

なお、公民館側から館長、主事の処遇改善の意見が出され、教育委員会との意見交換においても、主事は補助的な役割にとどまらず、ゼロから作り出す業務を行っているとの発言が、教育委員会側よりあったことは、会計年度任用職員の処遇の在り方に一石を投じるものであり、町に積極的な検討を求めたい。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、総務常任委員長からの報告は終わります。本件については報告のみです。

ここで、9時35分まで休憩します。

執行部の方は退席されて結構です。

午前9時27分休憩

.....
午前9時35分再開

○副議長（桜下 善博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

安永議長から議長の辞職願が提出されています。

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（桜下 善博君） お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桜下 善博君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法117条の規定によって、安永議長は除斥の対象となりますが、既に退席しておられますので、このまま議事を進めます。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（増本 健治君） 令和5年12月5日付、吉賀町議会副議長桜下善博様。吉賀町議会議長安永友行。

辞職願。このたび、申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（桜下 善博君） 安永議員の議長の辞職を許可することについて採決します。

安永議員の議長の辞職を許可することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○副議長（桜下 善博君） 全員賛成です。したがって、安永議員の議長の辞職を許可することは可決されました。

賛成（10名）

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

○副議長（桜下 善博君） 安永議員の除斥を解きます。入場してください。

〔12番 安永 友行君入場〕

○副議長（桜下 善博君） ここで9時45分まで休憩とします。

午前9時39分休憩

.....

午前9時45分再開

○副議長（桜下 善博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2. 議長の選挙

○副議長（桜下 善博君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。
御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桜下 善博君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前9時45分休憩

.....

〔全員協議会〕

.....

午前9時52分再開

○副議長（桜下 善博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（桜下 善博君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。吉賀町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人、2番、村上議員、3番、三浦議員を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○副議長（桜下 善博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桜下 善博君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（桜下 善博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。なお、同姓の方がおられますので、フルネームで記載をお願いします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[議員投票]

○副議長（桜下 善博君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桜下 善博君） 投票漏れなしと認めます。投票は終わります。

直ちに開票を行います。2番、村上議員、3番、三浦議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○副議長（桜下 善博君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票10票、無効投票2票。有効投票のうち、安永議員10票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、安永議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開けます。

[議場開鎖]

○副議長（桜下 善博君） ただいま議長に当選されました安永議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。安永議員。

○議員（12番 安永 友行君） それでは、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいまは再び、いわゆる信任をいただきました。大変ありがとうございます。結構長くなります、今度で、通算で言うと14年目になるかと思えます。おごることなく謙虚には思いますが、つまらん男でございます。調子に乗ったりしたときは、遠慮なく御指摘をいただきたいと思えます。

議員の皆さんとともに、先ほど意思表示しましたが、私は常に思っております。議会、議員の信頼を皆さんにいただけるよう、そのことが議会の権威の向上につながります。一緒に頑張りた

と思いますので、何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（桜下 善博君） 新議長が選出されました。

以上をもちまして、降壇させていただきます。

安永議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（安永 友行君） ここで10時15分まで休憩いたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

桜下副議長から、ただいま副議長の辞職届が提出されております。

追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（安永 友行君） お諮りをします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をしました。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法117条の規定によって、桜下議員の退場を求めます。

〔1番 桜下 善博君退場〕

○議長（安永 友行君） それでは、桜下議員は退場されました。

事務局長の方から辞職願を朗読をさせます。

○事務局長（増本 健治君） 令和5年12月6日、吉賀町議会議長安永友行様。吉賀町議会副議長桜下善博。

辞職願。このたび、申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、桜下議員の副議長の辞職を許可することについての採決をします。桜下副議長の辞職を許可することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。したがって、桜下議員の副

議長の辞職を許可することは可決をされました。

賛成（10名）

村上 定陽君	三浦 浩明君
桑原 三平君	河村由美子君
松蔭 茂君	河村 隆行君
大庭 澄人君	藤升 正夫君
中田 元君	庭田 英明君

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 桜下議員の除斥を解きます。入場してください。

〔1番 桜下 善博君入場〕

○議長（安永 友行君） しばらく追加日程の手続きをしますので、暫時休憩します。

午前10時20分休憩

.....

午前10時22分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第4. 副議長の選挙

○議長（安永 友行君） ただいま副議長が欠けましたので、ここでお諮りをします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決定をしました。

ここで暫時休憩をします。

午前10時22分休憩

.....

〔全員協議会〕

.....

午前10時32分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めますのでお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は、議長、私を含む12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、桑原議員、5番、河村由美子議員を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（安永 友行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検しますので、立会人の方、よく見てください。

〔投票箱点検〕

○議長（安永 友行君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。なお、同姓の方がおられますので、フルネームで記載をお願いします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（安永 友行君） 投票漏れはありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、投票は終了いたしましたので、ただいまから開票を行います。4番、桑原議員と5番、河村由美子議員、立会人ですので、立ち会ってください。

〔開票〕

○議長（安永 友行君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票数11票、無効投票1票です。有効投票のうち、桜下議員9票、松蔭議員1票、中田議員1票です。したがって、法定得票数は3票ですので、桜下議員が副議長に当選をされました。

それでは、議場の出入り口を開けます。

〔議場開鎖〕

○議長（安永 友行君） ただいま副議長に当選されました桜下議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言をこの際、求めます。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 桜下でございます。先ほどは大変ありがとうございました。

決意表明のとおり、しっかり頑張りたいと思います。安永議長を補佐し、町民と議会との橋渡しに徹するよう、頑張りたいと思います。誠にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） それでは、正副議長が決定いたしましたので、ただいまより、一部組合議会、常任委員会等の調整を行いますので、11時まで休憩をしますので、しばらくお待ちください。

副議長は、調整を行いますので、議長室のほうへお願いします。

午前10時45分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第6. 任期満了に伴う常任委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） 日程第6、任期満了に伴う常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

11月9日をもって各常任委員は2年の任期が満了となっておりますので、それに伴い委員の選任を行うものです。

参考までに申し上げます。常任委員会の委員定数は、委員会条例によって総務常任委員会及び経済常任委員会ともに6人と規定されております。委員の選任については、議長が会議に諮って指名することになっております。ただいま副議長とも協議しながら決定をさせていただきました。

また広報広聴常任委員は5人と規定されており、総務、経済常任委員会より2名ずつ選出することになっております。ただいま広報広聴委員だけを言ったところですが、議会運営委員会も5人と規定されております。各広報と議運ともに副議長と総務、経済常任委員会から2名ずつ選出することとなっておりますので、事前に、ただいま総務常任委員会と経済常任委員会の氏名を発表しますので、正副委員長並びに各委員会からの2名を議運並びに広報広聴委員会の2名も決定していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより各常任委員会委員の氏名を報告いたします。

総務常任委員会からです。総務常任委員会は、1番、桜下議員、2番、村上議員、3番、三浦議員、8番、大庭議員、9番、藤升議員、10番、中田議員。以上6人です。

続いて、経済常任委員会を発表いたします。4番、桑原議員、5番、河村由美子議員、6番、松蔭議員、7番、河村隆行議員、11番、庭田議員、12番、私、安永でございます。以上6人です。

以上のとおり、総務、経済各常任委員会委員に指名したいと思っておりますが、これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げました皆さんを総務、経済各常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、ここでしばらくの間、休憩といたしますが、総務、経済各常任委員会の正副委員長の互選と合わせて広報広聴委員会委員候補者2名、後ほど設置する予定の議会運営委員会委員候補者を委員長を含む2名ずつ、議会運営委員会の2名の候補のうち1名は経済と総務常任委員会の委員長となっておりますので、その後、皆さんで互選を選出していただかなければ、ちょっと段取りがうまくいかんと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、広報広聴委員会と後ほど設置する予定の議会運営委員会の候補者、委員長を含む2名ずつと、もちろん最初に申し上げました総務、経済各常任委員会の正副委員長の互選をそれぞれ行っていただきますようお願いをし、休憩といたします。

ただいま11時8分ですので、11時30分まで休憩としますので、それまでに決定した正副委員長並びに議運なり広報広聴委員の名前については、事務局のほうに届けてください。その次の日程の準備の都合がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、11時30分まで休憩いたします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に総務、経済各常任委員会を開いていただき、正副委員長について協議の上、互選をいただきましたので、その結果を報告いたします。

総務常任委員会のほうですが、委員長に9番、藤升議員、副委員長に10番、中田議員。経済常任委員会については、委員長に6番、松蔭議員、副委員長に5番、河村由美子議員がそれぞれ選任をされましたので、報告いたします。

それから、広報広聴常任委員会の委員についても選出いただいたので、報告をいたします。

まず、2番の村上議員、3番の三浦議員、7番の河村隆行議員、それと11番の庭田議員、それプラス、申し合わせによる副議長ということで、1番の桜下議員です。

以上5人を広報広聴委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、ただいま申し上げました皆さんを広報広聴常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいまより、これらの委員の方で広報広聴委員会の正副委員長について協議のうえ、互選をいただきたいと思っておりますので、しばらく休憩します。5分くらい、時間は決めませんので、広報広聴委員の方は委員会室で正副委員長を御協議、互選のうえ、御報告ください。

午前11時38分休憩

午前11時43分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、広報広聴常任委員会の正副委員長について協議のうえ、互選をしていただきましたので、報告いたします。

広報広聴常任委員会の委員長に2番、村上議員、副委員長に3番、三浦議員です。

以上のとおり選任されましたので、よろしく願いいたします。

日程第7. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

参考までに申し上げますが、議会運営委員会の委員は委員会条例より、定数は5人とされておりますが、副議長と、総務、経済常任委員会から2人となっておりますので、委員の選任については議長が会議に諮って指名をすることとなっておりますので、ここでお諮りをします。議会運営委員会の委員については、さきの総務、経済各常任委員会で協議のうえ、選出いただきましたので、報告をいたします。

議会運営委員会委員に8番、大庭議員、9番、藤升議員、4番、桑原議員、6番、松蔭議員と副議長の1番、桜下議員です。

以上5人を議会運営委員会委員に指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げた皆さんを議会運営委員会委員に選任することに決定をしました。

ただいまから、これらの委員の方々に正副委員長について協議のうえ、互選をいただきたいと思っております。

しばらく休憩します。5分くらい、50分までと一応しておきます。休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時57分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の正副委員長について協議をいただきました。互選をしていただきましたので報告をいたします。

議会運営委員会の委員長に4番、桑原議員、副委員長に8番、大庭議員が選任をされましたので、報告をいたします。

日程第8. 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、日程第8、議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを行います。

現在、組合議員である2人から辞表が提出されましたので、組合議長よりの閉会中の許可はありません。よって、その後任2人を選出するものであります。

この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

ここでお諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、議長において指名することに決しました。

私のほうから、指名なり報告をいたします。2番の村上議員、それから、3番の三浦議員のお2人を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました2人の議員を議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2番、村上議員、3番、三浦議員の以上2人を議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員とすることに決定をしました。

2番、村上議員、3番、三浦議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。それぞれの議員に当選の承諾を確認します。

2番、村上議員、承諾されますか。

○議員（2番 村上 定陽君） はい。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員、承諾されますか。

○議員（3番 三浦 浩明君） はい。

○議長（安永 友行君） 両名共に承諾をいただきましたので、これにて決定といたします。

日程第9. 議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第9、議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙についてを行います。

現在、組合議員である2人の方より辞表が提出されましたので、組合議長よりの閉会中の許可もありましたので、その後任2人を選出するものであります。

この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用し、投票と指名推選とがあります。この選挙については、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、議長において指名することに決定をいたしました。

議会選出の鹿足郡事務組合議会議員に6番の松蔭議員、7番の河村隆行議員の、以上2人を指名いたします。

お諮りをします。ただいま議長において指名をいたしました6番の松蔭議員、7番の河村隆行議員、以上2人を議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました6番の松蔭議員、7番の河村隆行議員、以上の2人を議会選出の鹿足郡事務組合議会議員とすることに決しました。

6番の松蔭議員、7番の河村隆行議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。それでは、それぞれの議員に当選の承諾を確認をいたします。

6番、松蔭議員、承諾されますか。

○議員（6番 松蔭 茂君） はい。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員、承諾されますか。

○議員（7番 河村 隆行君） はい。

○議長（安永 友行君） ただいま鹿足郡事務組合議会議員の2名の方には承諾をいただきましたので、その手続きを行います。

日程第10. 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 次に、日程第10、議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

現在、組合議員である2人より辞表が提出され、組合議長よりの閉会中の許可もありましたので、よって、その後任2人を選出するものであります。

この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員に1番、桜下議員、9番、藤升議員の2人を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました1番、桜下議員、9番、藤升議員、以上2人を議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名しました1番、桜下議員、9番、藤升議員、以上2人を議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員とすることに決定をしました。

1番、桜下議員、9番、藤升議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。それぞれの議員に当選の承諾を確認します。

1番、桜下議員、承諾されますか。

○議員（1番 桜下 善博君） はい。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員、承諾されますか。

○議員（9番 藤升 正夫君） はい。

○議長（安永 友行君） 以上2名に承諾をいただきましたので、早速、手続きを取らせていただきます。

日程第11. 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第11、議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙についてを行います。

現在、組合議員であるお1人より辞表が提出され、組合議長よりの閉会中の許可もいただきましたので、よって、その後任1人を選出するものであります。

この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をすることに決しました。

議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員に8番、大庭議員の以上1人を指名いたします。

お諮りをします。ただいま議長において指名をいたしました8番、大庭議員の以上1人を議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8番、大庭議員、以上1人を議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員とすることに決しました。

8番、大庭議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。それでは、当選の議員に承諾を確認いたします。

8番、大庭議員、承諾されますか。

○議員（8番 大庭 澄人君） はい。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員については承諾されましたので、そのように手続きをさせていただきます。

日程第12. 議長の常任委員会委員辞任の件について

○議長（安永 友行君） 日程第12、議長の常任委員会委員辞任の件をお諮りしますが、議長は除斥の対象となりますので、ここで副議長と交代し、退場いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔議長 安永 友行君退場〕

○副議長（桜下 善博君） 事務局長に辞任届を朗読させます。

○事務局長（増本 健治君） 令和5年12月6日付、吉賀町議会副議長桜下善博様。吉賀町議会議長安永友行。

常任委員会委員辞任届。議長の私は、各常任委員会への出席を要するため、経済常任委員会を辞任したいと思います。つきましては、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（桜下 善博君） 日程第12、議長の常任委員会委員辞任の件についてを議題といたします。

議長から各委員会出席のため、経済常任委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件について申し出のとおり辞任を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桜下 善博君） 異議なしと認めます。よって、議長の経済常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の除斥を解きます。入場してください。

〔議長 安永 友行君入場〕

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の議題については全て終了いたしましたので散会といたします。

なお、ただいまの一部組合議員なり常任委員会の名簿については、もう少しきれいに調整しまして、8日の朝礼にてお配りします。

それでは、以上で散会いたします。御苦勞でございました。

午後0時12分散会
